

（工事中の消防用設備等の管理）

第54条の2 防火対象物の増築、改築、修繕若しくは模様替え又は消防用設備等の改造若しくは修理（以下この条において「工事等」という。）を行う場合は、当該防火対象物の関係者及び工事等の施工者は、既存の消防用設備等の機能が有効に保持できるように努めるとともに、当該消防用設備等の機能保持に関する計画を協議して定め、その協議事項の実施に努めなければならない。

【解釈及び運用】

本条は、防火対象物の工事又は消防用設備等の改修工事等を行う場合、法第17条の規定に基づき設置されている消防用設備等の機能保持に努めるとともに、施工上やむを得ず機能を停止する場合は、適切な火災予防措置を講じるべきことを規定したものである。

「**消防用設備等の機能保持に関する計画**」とは、次によること。

- 1 電源及び起動部分の切替工事は、休日又は公開時間外、従業員時間外等において短時間に行うこと。
- 2 電源及び起動部分の切替工事以外の工事は、各階又は各防火区画ごとに部分的に行うものとし、他の全ての部分の機能は有効に保持できる状態にしておくこと。
- 3 工事等により一時的に消防用設備等の機能が停止し、又は低下する場合は、消火器の増設、警備員の増強等適切な措置を講じること。
- 4 工事等の内容についてあらかじめ全ての関係者に周知させ、事故防止に努めること。
なお、本計画は、消防長又は消防署長への届出については不要である。